明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年十二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月十九日

神戸市垂水区名谷町二二五一番地

名谷産業株式会社

代表取締役　藤原　義剛

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十七年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十一月十九日

兵庫県明石市大明石町一丁目一三番一一号

明石土地建物株式会社

代表取締役　中濱　文旦

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である横路由美子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月十九日

札幌市中央区南三条西一八丁目二九一番地

レッツオーストラリアピーティワイリミテッド

日本における代表者　横路由美子

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である田所広有が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月十九日

東京都港区南青山二丁目二二番一四号フォンテ青山九〇五

株式会社スターキムエンター

日本における代表者　朴　智　受

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である朴智受が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

プロロジス・ジャパン・ファイナンスＬＬＣ

日本における代表者　田所　広有

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である田所広有が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビルディング

ＧＬＰ　ＪＡＰＡＮ　ＩＩＩ　ＧＫ

日本における代表者　ＧＬＰ　ＪＡＰＡＮ　ＩＩＩ　ＧＰ　ＬＬＣ

**限定承認公告**

本籍埼玉県さいたま市南区文蔵三丁目二九番、最後の住所東京都北区王子四丁目二〇番八号

被相続人　亡　加藤　澄江

右被相続人は平成二十六年九月十日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日

東京都世田谷区赤堤五丁目二〇番五号

限定承認者　濱口　浩

**限定承認公告**

本籍京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字北垣内四〇番地二、最後の住所名古屋市東区砂田橋三丁目二番一〇二―三〇三号

被相続人　亡　木村　年男

右被相続人は平成二十三年二月十日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十九日

名古屋市東区砂田橋三丁目二番一〇二―三〇三号

限定承認者　木村　年則

**金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、平成二十六年十二月二十二日をもって金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十一月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング三五階カーライル・グループ内

有限会社カーライル・ジャパン・アセット・マネジメント　取締役　尾塞　正司

**訂正公告**

平成二十六年十一月六日（号外第二四五号）掲載の第四十二期決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）　（160,718）」とあるは、「（うち当期純利益）　（160,946）」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年十一月十九日

横浜市保土ケ谷区天王町一丁目一番地

株式会社ファミリーサービス

代表取締役　板橋　悟

**任意清算公告**

当法人は平成二十六年十月三十一日をもって解散し、定款の定めに従って清算することにしましたので、この清算の方法に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月十九日

福岡県久留米市宮ノ陣四丁目二九番一一号

久留米ビジネスプラザビル

あいんす行政書士法人

代表社員　吉武　信利

**優先資本金の額の減少公告**

当法人は、優先資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000351/knn3/

平成二十六年十一月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

成田３特定目的会社

取締役　稲田　秀

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/hsb.html

平成二十六年十一月十九日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

東新宿ビルディング特定目的会社

取締役　中村　武

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を三十六億八千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十六年七月二十八日付官報号外第一六七号の五十頁に掲載されています。

平成二十六年十一月十九日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｚｅｐｈｙｒｕｓ特定目的会社

取締役　中村　博康

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、優先資本金の額を三十六億八千百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月十九日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｚｅｐｈｙｒｕｓ特定目的会社

取締役　中村　博康

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 二一 | 上 | 一一（終りから） | 地）と | 地」と |
| 〃 | 〃 | 九 | 「第三項」を「第四項」 | 「から第三項」を「から第四項」 |
| 〃 | 下 | 二〇 | 第一項中 | 第一項の表以外の部分中 |

（原稿誤り）

公布国土交通省令第八十一号（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令）

平成二十六年十月九日（号外第二百二十五号）

（原稿誤り）

四号（除籍が滅失した件）

平成二十六年十一月十日法務省告示第四百八十

（印刷誤り）

| 三一 | 九 | 梅里 | 福里 |
|---|---|---|---|

◉号外　十一月十八日付特第二二号
日付第二五六号六四ページ
日付衆会第六号八ページ

二ページ●同月十九日付第二五五号一四四ページ●同
●同日付政府調達第二一七号三二ページ●十月二十一

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）